

令和2年1月15日

公益社団法人 静岡県建築士会
理 事 会 様

令和2・3年度会長候補選考委員会
委員長 池ヶ谷紀行

令和2・3年度会長候補選考委員会の選考結果について

令和元年度 第4回理事会（令和元年10月16日）において設置された会長候補選考委員会の審議の状況と選考結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1 第1回委員会の開催

令和元年10月25日に第1回委員会を開催し、委員長に 池ヶ谷紀行（中部・清水）、副委員長に 西山洋雄（東部・三島）を互選により選出した。

また、正会員に対し会長候補者の推薦に関する公告を行なうことを決定した。

○会長候補者の推薦に関する公告

正会員に対し会長として相応しい候補者の推薦を依頼するに当たり、その資格要件を示すとともに、推薦の締切日を令和元年11月29日とする公告を「建築静岡」11月号に挟み込み、11月7日に発送した。

2 会長候補者の推薦

西部ブロック長から令和元年11月18日付で、西部ブロック浜松地区の飯尾清三氏（現会長）の推薦があった。

3 第2回委員会の開催

会長候補者の推薦を受け、第2回委員会を令和元年12月11日に開催し、当該候補者の資格要件等について審議した。

（1）資格要件の確認

ア 資格要件：「静岡県建築士会役員の選出に関する規則」

①第2条（役員の資格）

第1項

- (1) 人格見識とも優れ、本会活動に貢献し、かつ本会活動に寄与し得る者
- (2) 広域的な視野で、公平、公正さを基に、熱意や見識、指導力を合わせ持つ者
- (3) 本会活動に対し、常に実質的に活動しうる立場にある者

第2項（正会員としての在籍）

- (1) 本会の正会員として15年以上在籍している者

②第3条第2項(会長候補者の推薦)

いずれかの要件を具备

(1) 正会員50名以上の推薦

(2) 自ら所属するブロック協議会の推薦

③第5条(会長の任期制限)

会長を2期4年務めた者は、原則として、会長候補者になることができない。
ただし、3期6年を限度とすることができる。

イ 資格要件の確認

以下について確認した。

①飯尾清三氏の入会は昭和63年6月で、令和2年6月時点での正会員在籍年数は32年となり、「建築士会役員の選出に関する規則第2条第2項」の会長候補者の正会員としての在籍年数15年以上を満たしている。

②同規則第3条第2項の会長候補者の推薦については、「②自ら所属するブロック協議会の推薦」があった。

③同規則第5条の会長の任期の制限については、2期目の候補者であり、該当しない。

(2) 会長候補者からの意見聴取

「会長候補選考委員会規程第7条第2項」において、「委員会は、必要な場合には、会長候補者に意見を求めることができる。」と規定されている。

今回は現職が候補者として推薦されたことから、先例にならい、委員会が当該候補者のこれまでの取組状況等を考察し選考結果として取り纏め、令和2年1月15日開催の理事会において委員長が報告することとした。

なお、新人が候補者として推薦された場合には、候補者に対して文書により現状認識や抱負等についての回答を求め、提出された意見書を踏まえて考察し、選考結果として取り纏めている。

(3) 会長候補者の1期日の取組状況と考察

本建築士会は平成24年に公益法人制度改革に基づき公益社団法人に移行し、7年目を迎えた平成30年6月の定時総会理事会において、飯尾清三氏は第14代会長として選定され、1期日の会務運営を担うこととなった。

会長就任当時は公益社団法人に移行後7年が経過しており、理事会役員、事務局ともに公益法人の事業運営や法人会計に対する習熟度が増している状況にあったが、飯尾清三氏は改めて建築士会としての社会的役割や組織改革による不具合などを見直しながら、各ブロック、地区での活動などを活発化することなどにより、会員減少の歯止めをかけることを目標として、本会の運営に取り組んでいる。

具体的には、委員会、機構の合理的な運営を図ることを目的に、理事会において担当理事から委員会、機構の活動内容を報告することとし、理事全員が委員会、機構の活動状況を把握出来るようにした。

また、各ブロック、地区からの意見を理事会に反映させることを目的に、理事会を東部地区、西部地区において毎年1回開催し、ブロックの役員にも理事会へのオブザーバー出席を求め、各ブロック、地区の情報収集に努めている。

会員増強についての具体的な取組みとしては、建築士試験合格者への入会案内や受験者への見学会、及び各事業における会員外への入会案内などを行っている。

これらの活動は会全体の活動として継続的に行われることが必要とし、各委員会、機構、ブロックに対し、それぞれの立場でできる入会促進などの提案を求め、各委員会、機構、ブロックにおいて地道ではあるが実施中である。

また、連合会において検討されている試験合格者に対する準会員制度の導入や会員増強タスクフォースの提案も合わせて検討中である。

全体的な運営としては、前執行部の方針を受け継ぎながら、公益法人化に伴う組織改革による非合理的な部分の有無の検証や実施事業の見直し、合わせて事務局体制の検討も実施しているところであり、今後も継続すべきこととしている。

令和4年に本県で開催される建築士会全国大会「静岡大会」への取組みとして、令和元年6月に準備委員会を立ち上げ、過去の開催県からの情報収集や今年度の「函館大会」を視察するなど、大会準備に取り掛かったところである。

また、開催日を令和4年10月28日(金)、開催場所を静岡県コンベンションセンター「グランシップ」に決定し、現在は令和2年6月に実行委員会を立ち上げるための準備を進めている。

その他、受託公益事業の微減少が数年続いていること、遊休財産とのバランスが崩れていますこと、市街地再開発に伴う事務所移転などが予定されていることなどの課題を踏まえ、令和2、3年年度を見据えた事業計画、予算編成に鋭意努めているところである。

4 委員会審議の結果

飯尾清三氏の1期目の取組状況は前記のとおりであり、強いリーダーシップのもと、常に問題意識をもって団体が運営されている。

また、建築士会役員の選出に関する規則第2条第1項の役員の資格、同条第2項の会長候補者の正会員在籍年数、第3条第2項の会長候補者の推薦、第5条の会長の任期制限のいずれの資格要件も満たしていることを確認した。

この結果、当委員会としては、今後の地震関連事業の見通しが不透明など財政的に厳しい状況下にあって、本来の身の丈に合った建築士会へと見直しが進められており、また令和4年の全国大会開催に向けての取組みや事務所移転問題についての継続性を考慮し、2期目の会長として引き続き指導力を發揮していただくことが必要との結論に達し、委員全員から推薦に対する賛同が得られたことから、飯尾清三氏を会長候補者として選考することを確認した。

以上の結論を持って、理事会に報告いたします。